



# 市役所からのお知らせ

●文中の「SC」はサービスセンターの略

## アグリビジネス創業支援 セミナーを開催します

アグリビジネス(農林水産・食品関連産業)に関心のあるかたを対象に、コロナ禍における商品開発や販売戦略をテーマにしたセミナーを開催します。参加無料。先着120人。  
日時▶2月11日(木)午後1時30分～3時30分  
会場▶にぎわい交流館3階多目的ホール

### 講演会

講師▶(有)職彩工房たくみ

代表取締役 尾崎正利さん

### ◆パネルディスカッション

パネリスト▶(有)鼎家代表取締役 米田賢吾さん、マザー食堂savu代表 五十嵐麻美さん、(有)秋田味商取締役社長 工藤真史さん  
司会▶相場詩織さん

申し込み▶電話またはEメールで、住所、氏名、年齢、電話番号を産業企画課へお知らせください。

☎(0888)5725

Eメール ro-agimn@city.akita.akita.jp

## 児童扶養手当と障害基礎 年金の併給制限を見直し

3月から、障害基礎年金を受給されているかたの児童扶養手当の算出方法が変わります。これま

で障害基礎年金の受給により児童扶養手当を受給できなかったかたも、支給の対象になる可能性があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1005967

### ●問い合わせ

子ども総務課 ☎(888)5690

### ◆制度改正のポイント

児童扶養手当の月額が、障害基礎年金の子の加算部分の月額を上回る場合、その差額を支給できるようになります。

なお、遺族年金、老齢年金などの公的年金や、障害厚生年金(3級)のみを受給しているかたは、これまでと同様に児童扶養手当の月額と年金の月額との比較になります。

### ◆申請は随時受け付けています

現在、障害基礎年金の額が児童扶養手当額を上回っていたため、児童扶養手当が支給停止となっていたかたは申請不要です。それ以外のかたは申請が必要です。

## 無料の肝炎ウイルス検査

B型・C型肝炎ウイルスに感染した後、肝臓の細胞に炎症が起こり、進行すると肝硬変や肝臓がんになる可能性があります。肝炎ウイルス検査を受けて、早期発見・早

期治療に努めましょう。

これまで一度も肝炎ウイルス検査を受けたことがないかたを対象に、無料の検査(採血)を実施しています。市内の受託医療機関(97か所)または市保健所(八橋)で受けることができます。ご希望のかたは、1

月25日(月)まで健康管理課へお申し込みください。☎(883)1180

### ◆医療機関での検査

健康管理課へ申し込み後、受診券を郵送しますので、受託医療機関へお持ちください。受診可能な日時は医療機関により異なります。結果は医師が説明しますので、再度受診が必要です。

### ◆市保健所での検査(毎月1回)

結果は約2週間後に郵送でお知らせします。定員各5人。  
検査日時▶2月10日(水)、3月10日(水)、午後2時～3時(検査は15分程度です)

## 一人一人の思いやりで 「心のバリアフリー」を

市では、高齢者や障がい者などの自立と社会参加を促すため、施設のバリアフリー化とともに、地域でお互いに協力し合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進しています。乗り物で席を譲ったり、扉の開け閉めを手伝ったりするなど、誰もができる小さな気

遣いが大切です。ぜひ、ご協力を願います。

また、小学生を対象としたバリアフリー教室も開催しており、今年度は8校で実施しました。

### ●問い合わせ

都市計画課 ☎(888)5764

### ◆適正利用にご協力ください

#### ■多機能トイレ

多機能トイレは、車いすのかたや介助が必要なかたなどが利用するトイレです。一般トイレを利用できるかたは、多機能トイレを長時間利用することを控えるなど、利用マナーの向上にご協力ください。

#### ■車いす等マーク

##### の駐車区画

障がい者や要介護者、妊産婦などに利用者証を交付し、駐車区画の適正利用を図る「障害者等用駐車区画利用制度」を実施しています。みなさん一人一人の利用マナー向上にご協力ください。



(緑色)



(青色)

また、施設を管理するかたは、制度の趣旨をご理解のうえ、「障害者等用駐車区画」の設置にご協力ください。詳しくは、県地域・家庭福祉課へ。☎(860)1342



★令和3年度分の市県民税の申告  
日程などは、次回広報あきた2  
月5日号に掲載します

## 令和3年度 個人市県民税の税制改正

令和3年度の個人市県民税の改正ポイントは次のとおりです。詳しくは、市役所2階の市民税課、各市民SC(中央・南部別館を除く)にある「個人市県民税のしおり」(2月上旬更新)または市ホームページをご覧ください。

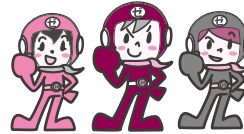
◆広報ID番号 1002846

### ■給与所得控除の改正

- ・給与所得控除額  
↓一律10万円引き下げ
- ・給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額  
↓850万に引き下げ
- ・給与所得控除の控除上限額  
↓195万に引き下げ

### ■年金所得控除の改正

- ・年金所得控除額  
↓一律10万円引き下げ
- ・公的年金等の収入金額  
↓1千万円を超える  
場合の控除額に上限  
(195万5千円)を設定



### ■基礎控除額

- ↓一律10万円引き上げ

### ■非課税の基準や扶養親族の所得要件となる合計所得金額

- ↓10万円引き上げ

### ■ひとり親控除の創設

婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を同じにする子(合計所得金額が48万円以下)がいるひとり親が適用されます。

### ■寡婦控除の見直し

ひとり親控除に該当しない寡婦

# 令和2年分 確定申告



期間

2月1日(月)▶3月15日(月)  
平日午前9時~午後4時

申告書作成会場

秋田県労働会館  
「フォーラムアキタ」  
(中通六丁目・市民市場近く)

\*専用駐車場はありません。公共交通機関でお越しください。

■2月21日(日)・28日(日)も開設します

■税務署に申告書作成会場は設置しません

### ◆混雑緩和のため、

入場には整理券が必要です

整理券は、当日会場でも配布しますが、国税庁のLINEからも事前発行ができます。登録は上のコードを読み取るか、LINEの画面で「国税庁」と検索してください。



### ◆国税庁ホームページをご利用ください

確定申告に関する情報は、国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」をご覧ください。なお、スマートフォンでの申告がさらに便利になりましたのでご利用ください。<https://www.e-tax.nta.go.jp>

### ◆電話相談センターをご利用ください

■秋田南税務署 ☎(832)4121

■秋田北税務署 ☎(845)1161

最寄りの税務署に電話のうえ、音声案内に従って、番号「0」または「1」をお選びください。「0」は確定申告に関するご相談(確定申告時期のみ)、「1」は税金に関する一般的なご相談に対応します。

### ●問い合わせ

市県民税の申告をされるかた  
市民税課個人市民税担当

☎(888)5476

確定申告をされるかた

秋田南税務署 ☎(832)4121

秋田北税務署 ☎(845)1161

は、死別の場合は合計所得金額が500万円以下であること、離別の場合は所得要件に加えて、扶養親族がいることを要件に寡婦控除(控除金額26万円)が適用されます。

### ■所得金額調整控除の創設

①給与などの収入金額が850万円を超え、次のア〜ウのいずれかに該当する場合

給与などの収入金額(1千万円を超える場合には1千万円)から850万円を控除した金額の10%相当額を、給与所得額から控除します。

ア、本人が特別障害者に該当するイ、23歳未満の扶養親族を有するウ、特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

②給与所得および公的年金などにかかる雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合

各所得金額(10万円を限度の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除します。

\*①②両方に該当する場合は、①の控除後に②を控除します。